

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 7 月 9 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

(2) 業務の内容

県は、「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

なお、詳細は、別紙 1 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 事業実施目的

価値観が多様化し、結婚や子育てを望まない人生の選択を行う者が増える一方、結婚や子育てを切に願っているにもかかわらず、年齢や周囲の環境等の事情により諦めてしまう者も一定程度いる現状があることから、県内の若年層をメインターゲットに、就労や結婚、妊娠・出産、子育てなど、ライフプラン全体にかかわる正しい知識や情報を提供するとともに、結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージを喚起するキャンペーンを実施し、将来のライフプランを真剣に考え（ライフデザイン）、自らが希望するライフプランの実現のための具体的な行動を意識させることで、これから結婚や子育て期を迎える若年層の人生の選択を通じ、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の解消を図る。

(4) 契約（実施）期間

契約日から成 31 年 2 月 28 日（木）まで

(5) 予算額 金 11,286 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業（団体）又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業（団体）に関する資格及び条件

ア 県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する企業又は団体

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 7 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 7 日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が、「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」に登録されている者であること。

カ このプロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエまでの全てに該当すること。

イ 競争入札参加資格のうち、その資格区分が、「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」に登録されている構成員が 1 者以上あること。

ウ 共同企業体が、2 者以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・共同企業体の名称
- ・構成員の名称及び所在地
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ・業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ・解散後の瑕疵担保責任
- ・その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 県は、企画提案等の順位を決定するため、「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

それぞれの審査委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。

審査委員（4名）の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|--------------|--|--------|
| 目的・趣旨 | ・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。 | 5点（×4） |
| 企画提案に関する事項 | ・各広報媒体の特性を活かした広報となっているか。 | 5点（×3） |
| | ・視聴者等の印象に残る表現やデザインの工夫がなされているか。 | 5点（×3） |
| | ・重要評価指標（KPI）を達成するための計画は、実現可能性のあるものとなっているか。 | 5点（×4） |
| 業務遂行能力に関する事項 | ・責任者及びスタッフの配置、実施体制、スケジュールの設定は適正であるか。 | 5点（×3） |
| | ・過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか | 5点（×2） |
| 見積内容 | ・適切な見積り内容となっているか。 | 5点（×1） |
| 合計 | | 100点 |

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

| 評価点 | 評価基準 |
|-----|-----------|
| 5点 | 非常に優れている。 |
| 4点 | 優れている。 |
| 3点 | 標準的である。 |
| 2点 | 劣る。 |
| 1点 | 非常に劣る。 |

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 問合せ先は次のとおりとする。
ア 本プロポーザルに関する書類の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
電話 0857-26-7868 ファクシミリ 0857-26-7863
電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格申請に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7432

(2) 企画提案書作成要領の交付

別紙 2 企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）は、平成 30 年 7 月 9 日（月）以降に、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。

（鳥取県福祉保健部子育て王国推進局ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate/>）

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第 1-1 号又は様式第 1-2 号及び様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号）1 部

※単独企業にあつては、様式第 1-1 号及び様式第 2-1 号を、共同企業体にあつては、様式第 1-2 号及び様式第 2-2 号を提出すること。

※共同企業体にあつては、本業務に係る共同企業体協定書を作成し、企画提案申込書の提出時に、協定書の副本を 1 部提出すること。

(2) 提出期間及び時間

平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 7 日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、送付による場合は、平成 30 年 8 月 7 日（火）午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

6 の（1）のアに同じ。

(5) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

8 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領 1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

(2) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出場所

6 の（1）のアに同じ。

(4) 提出期間及び時間

平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 8 月 24 日（金）までの間（休日等を除く。）の午前 8 時 30

分から午後5時15分までとし、送付による場合は、平成30年8月24日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出部数及び規格

- ・ 正本1部、副本4部
- ・ A4版縦（A3版の折込可）

9 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、日時、場所については変更する可能性がある。

(1) 日時

平成30年8月30日（木）午後2時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき15分以内とすること。

なお、別途連絡するプレゼンテーションの実施日時の10分前までに控室（鳥取県庁本庁舎地階福祉保健部・会計管理者会議室）に集合すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 県ホームページ掲載（公募開始） | 7月9日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 7月27日（金） |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 8月7日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 8月24日（金） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 8月30日（木） |
| (6) 審査結果の通知 | 9月上旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 9月上旬 |
| (8) 契約締結 | 9月中旬 |

13 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要を県ホームページで公表するものとする。

(4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合であってもはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体であってもはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

企画提案参加申込書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

平成30年7月9日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

1 調達件名

「みんなでライフデザイン(人生設計構築)キャンペーン(仮称)」事業に係る委託業務

2 提出資料

公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2-1号)

企画提案参加申込書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(共同企業体)

名称
所在地

(共同企業体の代表者)

会社(団体)名
所在地
代表者

印

(共同企業体の構成員)

会社(団体)名
所在地
代表者

印

(連絡責任者)

所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

平成30年7月9日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名
「みんなでライフデザイン(人生設計構築)キャンペーン(仮称)」事業に係る委託業務
- 2 提出資料
公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2-2号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

- 1 当社（団体）は、県内に本店、本部等又は支店、支部等を有しております。
- 2 当社（団体）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 3 当社（団体）は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社（団体）は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行っていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社（団体）は、平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」のいずれにも登録されている者です。
- 6 当社（団体）は、このプロポーザルに係る共同企業体の構成員ではありません。
- 7 当社（団体）は、県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

(提出者)
会社(団体)名
所在地
代表者名

印

(連絡責任者)
所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：「みんなでライフデザイン（人生設計構築）キャンペーン（仮称）」事業に係る委託業務

- 1 当企業体の構成員は全て、県内に本店、本部等又は支店、支部等を有しております。
- 2 当企業体の構成員は全て、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 3 当企業体の構成員は全て、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当企業体の構成員は全て、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行っていません。
また、平成 30 年 8 月 24 日（金）までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当企業体の構成員のうち、1 者以上は、平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「デザイン企画」のいずれにも登録されています。
- 6 当企業体の構成員は全て、このプロポーザルに他の共同企業体の構成員ではありません。
- 7 当企業体は、共同企業体結成に係る協定を締結しています。
- 8 当企業体の構成員は全て、県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

(共同企業体)

名称
所在地

(共同企業体の代表者)

会社（団体）名
所在地
代表者

印

(連絡責任者)

所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール